

越生町地域おこし協力隊（子育て支援に関する活動） 募集要項

【募集の趣旨】

越生町は、「子育てと教育のまち」として、町全体で、子育て世帯やこれから子育てする方々を力強くサポートし、こどもが健やかに育つことができるまちづくりを推進しています。

こども食堂の支援や放課後のこどもの居場所づくり、関係機関との連絡調整など「こどもの居場所ネットワーク」の調整・推進役を担っていただける隊員を募集します。

地域の活性化には、新たな視点・アイデアが必要ですのでご応募をお待ちしています。

【こんな方におすすめです】

- ・ こどもに接するのが好きな方
- ・ こどもの貧困問題などに関心がある方
- ・ 困っている人を助けることにやりがいを感じる方
- ・ 協調性のある方

【募集要項】

1. 募集人員 1 名
2. 活動地域 越生町全域
活動拠点：こどもの居場所ネットワーク
3. 活動内容
 - (1) こどもの居場所ネットワークの運営及びコーディネーター
 - ・ ネットワークの会議の開催や調整
 - ・ 各こども食堂等を巡回し、活動内容の把握や相談支援
 - ・ ネットワーク活動の SNS 等による情報発信
 - ・ こどもとの関わりの中で、支援を必要とするこどもの把握等
 - (2) こども食堂と連携し、食材の確保及び食材の管理、フードパントリーの実施
 - (3) その他、こども施策に係る業務の企画立案、実行

4. 応募要件

- (1) 年齢は65歳未満の方（性別不問）
- (2) 三大都市圏をはじめとする都市地域等に現に住所を有し、採用後は越生町に住民票を異動することができる方
- (3) 越生町に1年以上の居住を予定している方
- (4) 協力隊の活動内容を理解し、積極的に地域づくり活動ができる方
- (5) 普通自動車運転免許を有する方
- (6) パソコン（ワード・エクセル等）の基本的な操作ができる方
- (7) SNS等の情報発信に詳しい方
- (8) 保育士、幼稚園・小学校等教員免許、放課後児童支援員等の資格を有している方が望ましい（必須ではありません）
- (9) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号に規定する欠格条項に該当せず、心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる方

5. 活動時間

町との協議により各隊員の活動に応じた仕様書等を作成し、委託契約を締結します。1日の活動時間は7時間45分を基本とします。また、1か月の活動日数は18日を目途に活動し、協議により設定した目標や成果の進捗状況、活動日数や時間について、毎月の報告書で確認します。

6. 委託形態及び委嘱期間

- (1) 個人事業主委託方式（兼業可）
越生町から委嘱を受けますが、町との雇用関係はありませんので、健康保険及び年金保険料等は自己負担となります。国民健康保険、国民年金に加入してください。
- (2) 委嘱期間は、委嘱の日から令和8年3月31日とします。
ただし、活動の成果に応じて、最初の委嘱の日から最長で3年間までの期間、再度の任用が可能となる場合があります。

7. 活動の対価その他経費等

- (1) 委託料 年額3,500,000円(税込)（年度途中の場合は月数分）
隊員は、毎月の活動実績に関する報告書、成果品等を翌月5日までに提出することとなります。町は請求に基づき、内容確認後、25日に委託料を支払います。
- (2) 住居費、備品、消耗品など活動に必要な経費

年額 2,000,000 円(税込) (年度途中の場合は月数分)
越生町委託型地域おこし協力隊員活動補助金交付要綱(令和2年4
月1日要綱第18号)の規定に基づき補助します。

(3) 移動手段

自家用車を使用していただき、車両の貸与はありません。

8. 応募手続

(1) 応募受付期間 令和7年9月9日～10月10日

(2) 応募書類

①応募用紙(町ホームページからダウンロードしてください。)

②履歴書(市販のもので可。写真を貼付)

③運転免許証の写し

※応募書類は返却しませんのでご了承ください。

9. 選考

①第1次選考(書類選考)

書類選考の上、結果を通知します。

②第2次選考(個人面接・ヒアリング)

第1次選考合格者については、第2次選考を行います。

③選考結果の通知

選考結果について通知します。

10. 送付先・問い合わせ先

〒350-0494 埼玉県入間郡越生町大字越生 900-2

越生町役場 企画財政課 企画担当

TEL 049-292-3121

FAX 049-292-5400